



(付表)

平成27年度

## 不納欠損額の内訳

法務省所管  
一般会計

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)	-	-	5	2	5	2	(目)利息債権 1 (目)損害賠償金債権 1
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	-	-	1	0	1	0	(目)損害賠償金債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	-	-	11	12	11	12	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み)	-	-	10	12	10	12	(目)利息債権 8
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が終了)	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み)	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により債務者が免責)	-	-	1	0	1	0	(目)返納金債権 0
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定)	-	-	-	-	-	-	

(付表)

平成28年度

## 不納欠損額の内訳

法務省所管  
一般会計

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)	1	0	-	-	1	0	(目)延滞金債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	-	-	1	0	1	0	(目)利息債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	-	-	7	45	7	45	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み)	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が終了)	-	-	7	45	7	45	(目)利息債権 23 (目)損害賠償金債権 22
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み)	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により債務者が免責)	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定)	-	-	-	-	-	-	

(付表)

平成29年度

## 不納欠損額の内訳

法務省所管  
一般会計

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	-	-	101	484	101	484	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み)	-	-	101	484	101	484	(目)利息債権 285 (目)損害賠償金債権 180
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が終了)	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み)	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により債務者が免責)	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定)	-	-	-	-	-	-	